

本庁各課（室）長
各地方機関の長
各地域事務所長
各教育機関の長 } 殿

教 育 長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震への対応に係る特別休暇の取扱いについて（通知）

このことについて、別紙のとおり人事委員会事務局長から通知がありましたので承知願うとともに、職員又は学校職員が下記の場合に該当するときは、職員の勤務時間、休暇等に関する規則第22条第1項第26号又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第20条第1項第26号による特別休暇として承認して差し支えありませんので適切に取扱い願います。また、休暇事由の証明書類としては、事前又は事後の疎明書等の提出で差し支えないこととしますので、併せて適切な運用をお願いします。

なお、各教育事務所長及び各地域事務所長にあつては、別添の各市町村教育委員会教育長あて通知文を貴職から送付願います。

記

東北地方太平洋沖地震への対応として、次に該当する場合

- 1 職員又は学校職員の配偶者（届け出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに二親等内の血族及び姻族（以下「配偶者等」という。）の看護等の必要な世話又は捜索を行う場合
- 2 その他上記に準ずる場合（例：近密な知人など配偶者等に準じる者を捜索する場合）として所属長が必要と認める場合

担当：教職員課サービス制度班 柏原
電話：7-220-8-3636（行政無線電話）
022-211-3636

各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸一

(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震への対応に係る特別休暇の取扱いについて (通知)

このことにつきまして、別紙のとおり人事委員会事務局長から通知がありましたので御承知願うとともに、学校職員が下記の場合に該当するときは、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第20条第1項第26号による特別休暇として承認して差し支えありませんので適切な取扱いをお願いします。また、休暇事由の証明書類としては、事前又は事後の疎明書等の提出で差し支えないこととしますので、貴教育委員会におかれましても適切な運用をお願いします。

記

東北地方太平洋沖地震への対応として、次に該当する場合

- 1 学校職員の配偶者（届け出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに二親等内の血族及び姻族（以下「配偶者等」という。）の看護等の必要な世話又は捜索を行う場合
- 2 その他上記に準ずる場合（例：近密な知人など配偶者等に準じる者を捜索する場合等）として決裁権者が必要と認める場合

担当：宮城県教育庁教職員課服務制度班 柏原

電話：022-211-3636